

## 核医学専門技師認定の更新資格について(定款細則抜粋)

- (1) 更新申請時において、核医学専門技師であること。
- (2) 更新申請時において、過去5年間に、構成4団体のいずれかに継続して所属し、会費を完納していること。
- (3) 更新申請時、過去5年間に、別表に示す単位表から150単位を取得していること。
- (4) 更新申請時において、過去5年間に構成4団体のいずれかの全国規模の学術大会に3回以上出席し、かつ本機構が指定する講習会(平成21年末現在、該当の講習会なし)があれば参加していること。
- (5) 更新申請時において、過去5年間に本機構が主催する講習会(核医学専門技師セミナー)に1回以上参加していること。

上記(5)の講習会の受講については下記の表を参考にして、認定期限までに受講するようにして下さい。

合格した認定試験	認定期間	認定継続のための最終講習会	更新手続き(予定)
第1回認定試験	平成18年10月から23年9月末日	第4回核医学専門技師セミナー(平成23年春頃)	平成23年春頃
第2回認定試験	平成19年10月から24年9月末日	第5回核医学専門技師セミナー(平成24年春頃)	平成24年春頃
第3回認定試験	平成20年10月から25年9月末日	第6回核医学専門技師セミナー(平成25年春頃)	平成25年春頃
第4回認定試験	平成21年10月から26年9月末日	第7回核医学専門技師セミナー(平成26年春頃)	平成26年春頃

提出書類等、詳細につきましてはおってHPでお知らせします。